

公益財団法人広島市スポーツ協会広島市スポーツ少年団倫理規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人広島市スポーツ協会広島市スポーツ少年団（以下「スポーツ少年団」という。）の関係者（以下「スポーツ少年団関係者」という。）の倫理に関する基本となるべき事項を定めることにより、人権及び人格の尊重や社会規範の遵守と暴力行為やハラスメントなどの人道的問題の発生防止を図り、スポーツ少年団に対する社会的な信頼の確保と青少年の健全育成を図ることを目的とする。

(スポーツ少年団関係者の定義)

第2条 この規程において、スポーツ少年団関係者とは、以下の各号に定める者をいう。

- (1) スポーツ少年団規程第6条に定める役員
- (2) スポーツ少年団登録要領の規定に基づき登録をした登録単位スポーツ少年団
- (3) スポーツ少年団登録要領の規定に基づき登録をした登録指導者、登録団員、登録役員、登録スタッフ

(責務及び遵守事項)

第3条 スポーツ少年団関係者は、スポーツ少年団の目的と理念を遵守し、常にスポーツマンとして品位と名誉を重んじつつ、フェアプレーの精神に基づいて他の範となるよう行動し、スポーツの健全な普及・発展に努めなければならない。

- 2 スポーツ少年団関係者が、スポーツ少年団活動を行う際または指導する際に、次に掲げる行為を行うことを禁止する。
 - (1) 暴力、暴言、脅迫、威圧等の身体的・精神的な暴力行為
 - (2) 身体の接触や身体的な特徴を話題にするなど、安易に性的表現・言動を行う身体的・精神的なセクシャル・ハラスメント行為
 - (3) 指導者と団員、先輩と後輩などの上下関係を利用し、立場の弱い者に対して理不尽な行動を強要するなどのパワー・ハラスメント行為
 - (4) 競技能力を高めるためのドーピングを行うこと
 - (5) 麻薬や覚醒剤等を使用すること
 - (6) 刑罰法規に抵触する行為
 - (7) その他、著しくフェアプレーの精神や社会規範に反する行為

(倫理等審査委員会の設置)

第4条 前条第2項の各号に該当する行為があったと認められる場合には、当該行為に対する措置を審査するため、スポーツ少年団に倫理等審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

- 2 審査委員会の委員長は、スポーツ少年団本部長をもって充て、委員は、副本部長、企画総務担当代表、指導育成担当代表、事業推進担当代表をもって充てる。
- 3 審査委員会は、別紙に定める「違反行為に対する措置の基準」に基づき、措置の審査を行う。

(措置の通知)

第5条 スポーツ少年団本部長は、前条第3項の審査結果に基づき措置を決定し、速やかに被措置者及び被措置者の登録単位スポーツ少年団に文書により通知する。

(措置の報告)

第6条 スポーツ少年団本部長は決定した措置の内容については、その都度日本スポーツ少年団登録者処分基準により、広島県スポーツ少年団に報告しなければならない。

(措置決定に対する不服申立)

第7条 被措置者及び被措置者の登録単位スポーツ少年団が措置の決定に不服がある場合には、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構に対して措置決定の取り消しを求めて仲裁の申立てを行うことができる。

(規程の変更)

第8条 この規程は、本部委員会において、出席役員数の過半数の同意を得て変更することができる。ただし、理事会の承認を得なければならない。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関する必要な事項は、スポーツ少年団本部長が定める。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

〔別紙〕 違反行為に対する措置の基準

区分	違反行為	措置の内容
1	言葉による暴力・威圧等のハラスメント行為 フェアプレーの精神や社会規範に反する行為	口頭による厳重注意
2	1 の繰り返し	文書による厳重注意
3	直接的暴力行為 身体的ハラスメント行為 著しくフェアプレーの精神や社会規範に反する行為	〔役員〕 一定期間（一年以内）のスポーツ少年団指導・活動の停止 停止期間内での研修会受講の義務付け 〔登録指導者・登録役員・登録スタッフ〕 一定期間（一年以内）のスポーツ少年団指導・活動の停止 停止期間内での研修会受講の義務付け 〔登録単位スポーツ少年団・登録団員〕 一定期間（一年以内）のスポーツ少年団活動の停止 停止期間内での奉仕活動の実施
4	著しい直接的暴力行為 ドーピング及び薬物の乱用 3 の繰り返し	登録の取り消し
5	刑罰法規に抵触する行為	登録の取り消し